

東かがわ市内温浴施設 再編計画案(R5年度以降)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		12月 1月 2月 3月	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	
白鳥温泉	現在	指定管理期間	閉館(温浴施設条例の一部改正による用途廃止は保留) 次の活用が決まるまで、地域創生課所管で施設を管理(草刈り等)(建物には入館させない)				
	案①	指定管理期間	廃止(温浴施設条例の一部改正による用途廃止、施設解体撤去、撤去後公有地として維持管理)				
	案②	指定管理期間	<p>民間事業者への譲渡等を含め、活用案を検討 ☆資産価値調査(土地・建物・構築物) (建物等、資産価値の有無を把握する) ☆市場調査 (サウンディング市場調査、トライアルサウンディングなど) 活用計画を定め、民間事業者を公募する。</p> <p>イメージ 市場調査により、民間事業者の公募を開始する前提として、民間事業者の活用ができるかどうかの判断</p> <p>R5～ R6 R7</p> <p>建物を解体しないと活用できない。 → 建物解体設計 → 建物を解体後土地活用の市場調査 → 民間事業者を公募</p> <p>建物を解体せずに活用できる。 → 民間事業者を公募 → 無し → 有り → 民間事業者運営</p> <p>民間事業者運営 R6以降</p> <p>方向性が決まれば、廃止(温浴施設条例の一部改正による用途廃止、施設解体撤去、撤去後公有地として維持管理)</p>				
			<p>公募開始 → 受付・審議会等 → 議案上程</p> <p>応募無しの場合</p>				
翼山温泉	案①		現指定管理期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日まで)				新指定管理期間(令和8年4月1日から)
	案②	指定管理期間(～令和8年3月31日まで)	<p>現指定管理期間中(令和8年3月31日まで)に、現在整備が進められている温水プールが旧白鳥小学校跡に閉館(令和6年7月予定)し、引田温水プールが閉館することで、翼山温泉周辺の引田スポーツセンターの総合的な利活用を面的に検討するなかで、翼山温泉の在り方検討を進める。</p> <p>イメージ 市民との対話会をはじめ、様々な角度からのニーズ把握</p> <p>基本計画策定など</p> <p>実施設計や具体案実施を公募など</p>				<p>指定期間については5年を予定(R8.4.1～R13.3.31) ・短期間では申請者が見込めないため</p> <p>廃止</p> <p>検討された具体案により、進める。</p>
	案③		現指定管理期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日まで)				廃止
ベッセルおおち		指定管理期間	提案事業による民間事業者運営 → 10年間は温浴施設営業を継続することを条件に、令和35年4月30日まで土地を無償貸付				
		財産処分議案可決	引継ぎ期間	<p>温泉施設営業再開</p> <p>民間事業者の運営方針 営業開始後、なるべく長期休業はしない。 部分的に提案内容に基づく施設改修を行う。(宿泊室を増加) 市内商工業、農業、漁業、観光事業者と連携して域内調達、物販販売、観光ルートの創造などを旨す。</p>			